消費生活110番

5月は消費者月間です！

5月は消費者団体、事業者団体、行政などが、消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行います。

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に

「送り付け商法」について、特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、注文や契約をしていないのに、事業者が金銭を得ようとして一方的に送り付けた商品（荷物）は、受け取ってすぐに処分できるようになりました。

また、その商品の代金の請求や返品・補償を要求されても応じる必要はなく、誤って支払った金銭は返金するよう求めることができます。これは、海外から送られた場合にも適用されます。

「特定商取引に関する法律」とは

訪問販売や通信販売などの消費者トラブルが生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールなどを定めるなど、事業者による違法・悪質な勧誘行為などを防止し、消費者の利益を守ることを目的として制定された法律

相談事例

事例1 自分宛に荷物が届き、特に確認せず受け取って開封すると、化粧品と請求書が入っていた。注文した覚えはないし、送付元にも心当たりがない。家族に聞いても誰も頼んでいないと言う。どうしたらよいか。

事例2 自宅の郵便受けに国際郵便で荷物が届いていた。送付状の宛名や住所は私のもので間違いないが、差出人がわからない。気味が悪く開封していない。

アドバイス

●商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

●事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う必要はありません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

●誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解して金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

※家族が注文した商品、親族・友人などからの贈り物、懸賞の当選品といった可能性もありますので、宛名や差出人を確認することも重要です。

身の回りの人の物か確認する場合は、受け取り拒否もしくは再配達を依頼するといった方法をとり、いずれの場合も伝票番号や送り主、商品名などをメモしておきましょう。

対応に困ったら、かすや中南部広域消費生活センターまでご相談ください。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

▼**開設日**
月曜～金曜
（祝日・年末年始は休み）

▼**相談時間**
10時～15時30分

▼**場　所**
志免町地域安全安心センター 2階
（志免町志免中央1の10の10）

▼**問い合わせ先**
☎ 936・1594
FAX 936・1610

※相談の際は電話でご連絡ください。

役場からのインフォメーション

キャッシュレス決済で町税などの納付が可能です

問 税務課
☎ 932-1495（ダイヤルイン）
☎ 932-1151（内線139・133）

町税・料金などの納付方法として、スマートフォンアプリを利用した決済サービス「PayPay」・「LINE Pay」「モバイルレジ」が利用できます。納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、窓口や店頭に赴くことなく、いつでも、どこでも納税ができます。皆さんの生活に合わせた納付方法を選び納付してください。

▶ **対応キャッシュレス決済**
- PayPay
- LINE Pay
- モバイルレジ

▶ **利用できる税金および料金**

種　類	担当課・連絡先
町県民税（普通徴収）	税務課 ☎ 932-1495
固定資産税	
軽自動車税（種別割）	
国民健康保険税（普通徴収）	住民課 ☎ 932-1467
後期高齢者医療保険料（普通徴収）	
幼稚園給食費（町徴収分のみ）	子育て支援課 ☎ 932-1459
保育所利用料（町徴収分のみ）	
上下水道料金	上下水道課 ☎ 932-1445

▶ **注意点**
- 納付書を紛失した場合は、納付書を再発行しますので担当課までご連絡ください。
- 領収書は発行されません。納付確認はアプリの取引履歴や支払口座の取引明細などでご確認ください。
- 軽自動車税（種別割）のみ６月に車検用納税証明書兼収納明細書をお送りします。ただし、車検用納税証明書が必要かつ納期限内に納付された車種のみが対象となります。
- 納付期限が過ぎたもの、金額を訂正したもの、金額が30万円を超えるもの、バーコードがないもの、また、傷や汚れによりバーコードが読み取れないものは、納付できない場合があります。
- 各種アプリの利用は無料ですが、ダウンロードや決済利用にかかるパケット通信料などはかかります。
- アプリの操作方法や納付によるポイント付与については、各アプリのホームページなどをご確認ください。

町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課
☎ 932-1495（ダイヤルイン）
☎ 932-1151（内線133）

5月31日（火）に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所（須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど）や、キャッシュレス決済（PayPay、LINE Payなど）で納付が可能です。

また、振替口座のご登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分の引き落としがあります。預金残高にご注意いただきますようお願いします。

▶ **対象の税目**　固定資産税　1期
　　軽自動車税　全期

令和4年度より ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

問 税務課
☎ 932-1495（ダイヤルイン）
☎ 932-1151（内線132・139）

収入不足や借入金の返済、医療費の増加や学費負担の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げの落ち込みなど、さまざまな金銭的問題が原因で納税が困難という人を対象に、令和4年7月から2か月に1回、国家資格を持つファイナンシャルプランナー（FP）による納税相談を実施します。

FPは、税・金融・社会保障などについて幅広い知識を備える家計や経営の相談役です。相談者の生活全般を見直し、根本的な原因を探りながら安定した生活と計画的な納付に結びつける方向性を一緒に考えます。収入不足や借金問題などの金銭的問題で納税が困難な人や、不安がある人は、FPという生活設計のプロに相談し、解決策を一緒に考えてみませんか？相談は無料です。相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ **FP相談が生活改善に繋がる主な事例**
【家計】家族全員の収入や支出を見直し、無駄な支出を抑え、借金の返済や納税に繋がった。
【借入】住宅ローンを見直し、毎月の返済額が下がった分で、納税に繋がった。
【年金】年金受給資格を確認し、年金が受給できるようになった。　など

▶ **相談日**　令和4年7月20日（水）・9月21日（水）・11月16日（水）・令和5年1月18日（水）
▶ **時　間**　9時～19時まで（要事前申し込み）
お一人1回につき1時間

詳細については、お気軽にお問い合わせください。

問…問い合わせ先